

大分県肝炎ウイルス初回精密検査費用助成のご案内 ~医療機関用~

~本事業の概要~

この事業は、精密検査未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して、精密検査費用を助成することで、精密検査の受診やウィルス性肝炎の適正治療を促進することを目的としています。

指定の医療機関（※1）で対象となる検査項目について精密検査を受診し、県への申請が承認された方に対して、医療保険を使用したあとの自己負担額を償還払い（※2）で助成します。

申請ができるのは一人1回までとなっています。

※1 「指定の医療機関」とは？

大分県肝炎ウイルス初回精密検査登録医療機関（以下「精密検査登録医療機関」という。）のことです。詳しくは、大分県ホームページで確認するか（「大分県 肝炎精密」と検索）、若しくはお近くの県保健所、保健部又は県感染症対策課へお問合せください。

※2 「償還払い」とは？

医療機関で、いったん検査費用（健康保険の自己負担分）を支払っていただき、そのあと県に助成額を請求し、承認されると助成金が支払われるという仕組みです。

【対象となる方】

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- 1 大分県内に居住している方
- 2 1年以内に県（大分市）の行う肝炎ウイルス無料検査、市町村の行う検診での肝炎ウイルス検査、職域における肝炎ウイルス検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方
(ただし、特段の事情がある場合は、陽性と判定されてから申請受理日まで妊婦健診は最大4年、手術前検査は最大2年まで請求できます。)
- 3 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 4 過去に精密検査を受けたことがない方
- 5 次に掲げる事項について同意した方
(申請書の提出をもって同意したものとみなします。)
 - (1) 県又は市町村から定期的に調査票が送付され、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、連絡や情報提供を行う場合があること。
 - (2) 精密検査を受診したことが市町村へ情報提供される場合があること。
 - (3) 県が関係機関に、肝炎ウイルス検査が陽性であることの確認を行うこと。
 - (4) 県が医療機関に対して精密検査内容等を照会すること。
 - (5) 県が健診実施機関に対して職域による肝炎ウイルス検査であることの確認を行うこと。

【対象となる精密検査】

精密検査は、次に掲げる検査項目を、同一の医療機関で受診した場合に助成対象とします。ただし、これらの検査が複数の日にわたる場合、検査日が概ね1か月以内であれば、一連の検査とみなします。なお、保険適用外の検査については助成の対象とはなりません。

以下の検査項目のうち、医師が必要と判断したもの。

1 血液検査

	B型肝炎ウイルス陽性の場合	C型肝炎ウイルス陽性の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、 AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e抗原、HB e抗体、HB Vジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HB V核酸定量	HCV核酸定量

2 超音波検査（断層撮影法（腹部））

【助成対象経費】

助成の対象は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料、採血料、検体検査判断料及び上記検査費用となります。投薬等の治療は助成の対象外となります。

～医療機関へのお願い～

【助成対象者の確認】

助成申請予定の患者さんが来院されたら、対象者かどうか確認してください。

- 大分県に居住している方（住所は自己申告で構いません。）
- B型、C型肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方（確認困難な場合は自己申告で構いません。）
- 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（健康保険証で確認）
- 過去に精密検査を受けたことがない方（確認困難な場合は自己申告で構いません）
- 次に掲げる事項について同意した方
(申請書の提出をもって同意したものとみなします。)

- (1) 県又は市町村から定期的に調査票が送付され、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、連絡や情報提供を行う場合があること。
- (2) 精密検査を受診したことが市町村へ情報提供される場合があること。
- (3) 関係機関に、肝炎ウイルス検査が陽性であることの確認を行うこと。
- (4) 医療機関に対して精密検査内容等を照会すること。
- (5) 健診実施機関に対して職域による肝炎ウイルス検査であることの確認を行うこと。

【精密検査の実施】

- 大分県肝炎ウイルス初回精密検査費助成事業実施要綱に定める精密検査を実施してください（本案内の2ページも参考としてください。）。
- 検査が複数の日にわたる場合は、検査日が1か月以内で終了するようにしてください。
- 検査が保険適用外にならないようご注意ください。

【検査費の請求等】

- 窓口で通常の診療と同様に自己負担額を請求してください。
- 患者さんには領収書(レシート不可)と診療明細書を発行してください。
(システム上の理由により明細書発行体制等加算以外に有料で診療明細書を発行している場合は、今回の発行に係る費用を請求されて構いません。ただし、その費用は患者さんの自己負担となります。)
- 診察に際し、肝炎ウイルス検査の結果通知書を預かった場合は、患者さんにお返しください。
- 検査が複数日にわたるときや患者さんが他疾病等で継続診察中の場合は、大分県肝炎ウイルス初回精密検査費助成事業要綱に定める精密検査を実施した日を患者さんに明確にわかるようご教示ください。
- 職域による肝炎ウイルス検査の陽性者から「職域検査証明書（第2号様式）」の記入を依頼される場合があります。その際には必要事項の記入をお願いします。
※患者さんが県に初回精密検査費助成の申請を行う際に、「職域検査証明書」の添付がない場合は、県から職域健診であることの確認を行います。その際には情報の照会に御協力ください。
- 手術前検査で肝炎ウイルス陽性と判明した患者さんには、手術料が算定されたことが確認できる診療明細書を発行してください。

(参考) 助成のフロー
スクリーニング検査等

